

平成21年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

改 正 案	現 行
<p>別添9</p> <p>地域子育て支援拠点事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 <u>児童福祉法第6条の2第6項の規定に基づき、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。</u></p> <p>2 実施主体 ～ 4 事業内容 (略)</p> <p>5 実施要件 (1) ひろば型 ① 基本機能 (略)</p> <p>② 機能拡充型 <u>市町村から委託等を受けて、ひろば型を実施している社会福祉法人等は、子育て支援活動の展開による機能拡充を図るため、以下のア～エに掲げるいずれかの取組を実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、ひろばを中心に関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援の実施に努めること。</u> <u>ア ひろばの開設場所(近接施設を含む。)を活用した、一時預かり事業(地域密着型及び地域密着Ⅱ型)又はこれに準じた事業</u> <u>イ ひろばの開設場所(近接施設を含む。)を活用した、放課後児童健全育成事業又はこれに準じた事業</u> <u>ウ 乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業</u> <u>エ その他、市町村独自に補助又は委託を行っている子育て支援事業のうち、市</u></p>	<p>別添8</p> <p>地域子育て支援拠点事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 <u>少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じている。</u> <u>このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。</u></p> <p>2 実施主体 ～ 4 事業内容 (略)</p> <p>5 実施要件 (1) ひろば型 ① 基本機能 (略)</p> <p>② 出張ひろばの実施 <u>4の(1)から(4)に加えて、ひろば型を開設している実施主体から委託を受けた社会福祉法人等は、地域のニーズや実情を踏まえ、近隣の公共施設等を活用して、ひろば型と同様の事業を実施する出張ひろばの積極的な開設に努めること。</u> <u>ア 開設日数等については、週1日～2日、かつ、1日5時間以上開設すること。</u> <u>イ 出張ひろばは、開設年度の翌年度に、ひろば型に移行することを念頭において実施すること。</u> <u>ウ ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。</u> <u>エ 実施場所については、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えない。ただし、その場合には、子育て親子のニーズや利便性等に十分配</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>村がひろば型の活動の充実に資すると認めた事業</u></p> <p>③ 地域の子育て力を高める取組の実施 (略)</p> <p>④ 出張ひろばの実施 <u>4の(1)から(4)に加えて、ひろば型を開設している市町村又は社会福祉法人等は、地域の実情やニーズにより常設のひろばを開設することが困難な事情がある場合、近隣の公共施設等を活用して、ひろば型と同様の事業を実施する出張ひろばの積極的な開設に努めること。</u> <u>ア 開設日数等については、週1日～2日、かつ、1日5時間以上開設すること。</u> <u>イ 出張ひろばは、利用実態など地域の実情を踏まえ、ひろば型への移行を進めることを念頭において実施すること。</u> <u>ウ ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。</u> <u>エ 実施場所については、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えない。ただし、その場合には、子育て親子のニーズや利便性等に十分配慮すること。</u> <u>オ その他、事業の実施に当たっての要件等については、ひろば型と同様とする。</u></p> <p>(2) センター型 (略)</p> <p>(3) 児童館型 ① 基本機能 ア 実施場所 (略)</p> <p>イ 開設日数等 <u>子育て親子のニーズ等に十分配慮し、原則として、週3日以上、かつ1日</u></p>	<p><u>慮すること。</u> <u>オ その他、事業の実施に当たっての要件等については、ひろば型と同様とする。</u></p> <p>③ 地域の子育て力を高める取組の実施 (略)</p> <p>(2) センター型 (略)</p> <p>(3) 児童館型 ① 基本機能 ア 実施場所 (略)</p> <p>イ 開設日数等 <u>原則として、週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>3時間以上開設すること。ただし、夏休み等の長期休暇期間については、一般児童の利用も考慮して、弾力的な運営を行って差し支えない。</u></p> <p>ウ 職員の配置 (略)</p> <p>② 地域の子育て力を高める取組の実施 (略)</p> <p>6 留意事項 ～ 8 費用 (略)</p>	<p><u>なお、開設時間については、子育て親子のニーズ等に十分配慮するとともに、一般児童の利用時間も考慮して設定すること。</u></p> <p>ウ 職員の配置 (略)</p> <p>② 地域の子育て力を高める取組の実施 (略)</p> <p>6 留意事項 ～ 8 費用 (略)</p>